

訴状

2022年3月4日

名古屋地方裁判所 民事部 御中

5 原告ら訴訟代理人弁護士 川口 直也

【当事者の表示】

別紙当事者目録記載のとおり

国家賠償請求事件

10 訴訟物の価額 金1億5628万9320円
貼用印紙額 金49万1000円

請求の趣旨

- 15 1 被告は原告デヴァ・スリヤラタに対し、金7264万4660円及びこれに対する2021年3月6日から支払い済みまで年3分の割合による金員を支払え。
- 2 被告は原告ラトナヤケ・リヤナゲ・ワヨミ・ニサンサラ・ラトナヤケに対し、金4182万2330円及びこれに対する2021年3月6日から支払い済みまで年3分の割合による金員を支払え。
- 20 3 被告は原告ラトナヤケ・リヤナゲ・ポールニマ・ラトナヤケに対し、金4182万2330円及びこれに対する2021年3月6日から支払い済みまで年3分の割合による金員を支払え。
- 4 訴訟費用は被告の負担とする。
との判決並びに仮執行の宣言を求める。

目次

	請求の趣旨	1
	請求の原因	3
	第1 はじめに	3
5	第2 事案の概要	5
	第3 事実経過	5
	1 名古屋入管に収容されるまで	5
	2 収容開始当時の状況	7
	3 2021年1月の状況	7
10	4 2月の状況	8
	5 3月の状況（ウィシュマさんの死）	10
	第4 名古屋入管の故意・過失による違法行為	11
	1 ウィシュマさんを死に至らしめた収容の継続	12
	2 必要な医療を提供せずにウィシュマさんを死に至らしめたこと	17
15	第5 損害	22
	1 ウィシュマさん固有の損害 1億1208万1200円	22
	2 原告ら遺族固有の慰謝料 各原告1000万円	24
	3 弁護士費用 各原告請求額の1割	25
	4 小括	25
20	第6 結語	25
	第7 求釈明	25
	略語表	27
	当事者目録	28
	代理人目録	29

請求の原因¹

第1 はじめに

1 「人間に生まれてきて、よかったです。動物よりも、私たち人間は深く考
5 えることができるから、許すこと、助けることができるのです。…すてきな
人生のために私たちは長い道と一緒に歩かなければなりません。」

この言葉は、2021年1月10日に、ウィシュマさんが友人に書き送
った手紙（甲1）の一節である。

10 2 人間に生まれてきて良かったと述べ、人間として素敵な長い人生を過
すことを願っていたウィシュマさんは、その直後の同年3月6日に、名古
屋入管の収容施設において死亡した。わずか33年余りの人生に終止符を
打たれたのである。

3 何故、ウィシュマさんは、死ななければならなかったのか。

15 4 この点、出入国在留管理庁は、同年8月10日に最終調査報告書を公表
し（甲4の1・2）、本件を名古屋入管の対応の問題に矮小化した上で、詳
細な死因すら明らかにせず、死亡に至る具体的な経過（機序）を特定するこ
とは困難であるとして、本件の幕引きを図ろうとしている。

20 5 本件事件の背景には、全件収容を当然の前提とし、収容という身体拘束
を、自主的な帰国に追い込むための手段として利用する実務がある。入管

¹ 以下、本文中の固有名詞等は末尾添付略語表のとおり表記する。

は、退去強制に追い込むため、裁量で、長期間にわたって収容を継続し、かつ、仮放免を行わない実務の運用を行っている。

また、入管の収容施設における脆弱な医療体制がある。

5 加えて、本件事件が起きた背景には、在留資格を有しない外国人を、人とも思わない、非人道的な国の組織的な意識があると言うべきである。

6 ウィシュマさんは、我々と同じ、人間である。

10 このことを言葉で的確に伝えることは困難であるが、右のウィシュマさんと妹2人の3人が、仲良く写っている写真など（甲19の1ないし甲19の2）を見れば、我々と同じ、人間であることが、言葉よりも実感できるはずである。



15 ウィシュマさんを現場で見ていた入管の職員は、写真ではなく、現実の人間であるウィシュマさんと、日常的に接していた。写真とは比較にならないほど、ウィシュマさんが、同じ人間であると実感する機会があったはずである。

入管の職員が、ウィシュマさんに対し、自分の家族に接するのと同様の心情で接していれば、ウィシュマさんが死亡に至るようなことは決してなかった。

20 もちろん、個々の入管職員は、人を人として扱う心を持っているはずである。ところが、入管の収容施設という特殊な環境で職務を担当していると、職員は、被収容者を人として扱うことが困難となってしまう。

問題の本質は、国、入管という組織自体の被収容者を人として扱わない非人道的な集合的意識（組織文化）にある。

7 ウィシュマさんの死を意味あるものにし、これ以上同じような犠牲者を出さないためにも、本件の事実が、包み隠さず明らかにされ、本件が生じた本当の意味での背景が明らかにされなければならない。

5 第2 事案の概要

原告スリヤラタさんはウィシュマさんの母であり、原告ワヨミさん及び原告ポールニマさんはウィシュマさんの妹である（甲2）。

10 ウィシュマさんは、スリランカから留学生として2017年6月29日に来日した。その後、語学学校に通えなくなって、在留期限も過ぎ、同国人の男性と静岡県内に同居していた。

しかし、2020年8月19日、身寄りが無いなどと言って交番に出頭し、同月20日には名古屋入管に収容された。そして、退去強制令書の発付された同月21日以降も、漫然と収容が継続された。

15 長期収容中にウィシュマさんの健康状態は顕著に悪化し、必要な医療が受けられないまま、2021年3月6日に亡くなった。

本件は、ウィシュマさんの収容を約6か月半にもわたって継続し、必要な医療措置を講じなかったことによってウィシュマさんを死亡させたことについて、被告に対して国家賠償請求を行うべく、ウィシュマさんの死から1年が経とうとする今、提訴した事案である。

20

第3 事実経過

1 名古屋入管に収容されるまで

(1) 留学前までのウィシュマさん

25 ウィシュマさんは1987年12月5日、スリランカで、原告スリヤラタさんとその夫との間の長女として生まれた。2013年にウィシュマさんの父が亡くなってからは、ウィシュマさんが一家の支柱としての役

5 割を担い、原告らと暮らしていた。学業を終えた後は、インターナショナルスクールで英語の教師として働いていた。そこで日本から来た子どもたちと接することになり、日本の子どもたちに英語を教える教師になりたいと思うようになった（甲3・「スリランカ滞在記：ウィシュマさんの生きた軌跡をたどって（前編）」9頁）。そして、ウィシュマさんが29歳のとき、日本に留学することができた。

(2) 日本での生活（留学後のウィシュマさん）

ア 千葉での暮らし

10 2017年6月29日に来日したウィシュマさんは、千葉県内の日本語学校に通うようになったが、元交際相手と交際をはじめてから欠席が多くなり、2018年5月以降、出席しなくなった（甲4の1・最終報告書21頁）。

イ 静岡での暮らし

15 2018年4月以降、ウィシュマさんは、元交際相手と共に静岡県で暮らしていたが、在留期限（同年9月29日）が迫る中、同年4月21日、元交際相手と共に難民認定申請を行った。元交際相手にあわせて「(元交際相手が)スリランカの地下組織の関係者とトラブルになっ」て脅されたことを申請理由としていた。（甲4の1・最終報告書21頁～22頁）。

20 上記難民認定申請に伴い、「特定活動」への在留資格変更が許可されたが、2019年1月22日、在留期間更新許可申請に対する不許可処分がされ、ウィシュマさんは在留資格を失った。同日、ウィシュマさんは難民認定申請を取り下げた（同22頁）。

ウ 交番に自ら出頭

25 2020年8月19日、ウィシュマさんは、「日本に身寄りがない」旨述べて、交番に出頭し、同日、入管法違反により逮捕され、翌20

日、名古屋入管に引き渡されて収容令書により収容された。同日の違反調査においては「恋人に家を追い出されて、他に帰るところも仕事もなかったので、スリランカに帰国したい」旨述べており、当時の所持金は1350円であった（甲4の1・最終報告書23頁及び61頁）。

5 2 収容開始当時の状況

ウィシュマさんは、名古屋入管での収容が開始された2020年8月20日当時、健康状態に問題はなかった（甲5・診療録21及び24。以下、「甲5・診療録」の引用箇所については、該当頁左上記載の番号のみを表示する。）。

10 3 2021年1月の状況

(1) 1月4日（以下、特記しない限り、日付は2021年のものである。）、ウィシュマさんは1回目の仮放免許可申請を行った。申請理由は、「スリランカ人の彼氏から暴力を受けていた。」、「（元交際相手が）入管にいた私宛てに手紙を送ってきた。」、「その手紙の中で、スリランカで私を探して罰をやる。彼氏の家族が私にリベンジするために待っているということが書かれていた。」、「入管にいると彼氏からまた手紙が来て脅されるのがとても不安」等であり、元交際相手からの手紙も提出されていた。

15

申請の際、支援者による身元保証書を提出し、1月13日には同支援者によるウィシュマさんを自宅に受け入れる旨の書面を追加提出した（甲4の1・最終報告書57頁～58頁）。

20

(2) ウィシュマさんは、遅くとも1月18日頃には体調を悪化させ、吐き気、胃液の逆流等の症状を呈するようになった（甲5・診療録26）。

(3) 1月22日、ウィシュマさんの体重は、収容当初の84.9キログラムから（甲5・診療録21）、12.9キログラム減の72キログラムまで減少した（同47）。

25

(4) 1月22日から同月26日にかけて、ウイシュマさんは心電図検査、血液検査、X線検査及び尿検査を受けた(甲4の1・最終報告書37頁、甲5・診療録28)。

5 (5) 1月28日、ウイシュマさんは吐しゃ物に血が混じる嘔吐をし、職員に対して「外の病院に今すぐ連れて行って。今日の医者は私の話を聞いていない。ここまで体調が悪くなったのに病院に行けない。私が死んでもいいのか。」旨を泣きながら述べた(甲4の2・最終報告書別添5頁～6頁)。

10 (6) 1月29日、面会をした支援者は、ウイシュマさんを外部の病院に連れて行くべきであるなどの申し入れをした(甲4の2・最終報告書別添6頁～7頁)。

(7) 1月31日、名古屋入管職員はウイシュマさんを単独室に移し(甲4の1・最終報告書38頁)、以後、死亡時までウイシュマさんは単独室で過ごした。

15 4 2月の状況

(1) 遅くとも2月3日には、ウイシュマさんは自力歩行が困難になり、車椅子を使用するようになった(甲4の1・最終報告書38頁)。また、同日、ウイシュマさんは面会中に吐きそうになり、口を押さえて我慢するということもあり(甲9・START面会記録5頁～6頁)、医師による診療を申し入れた(甲6の5・被収容者申出書)。

20 (2) 2月5日、ウイシュマさんは外部病院で内科の診察を受けた。医師は、診察記事に、「内服できないのであれば点滴、入院。」と記したが(甲8・診察記事)、点滴もされず、入院治療を受けることもなかった。

25 (3) 2月8日、名古屋入管は、支援者に対し、同月5日の外部病院での診療に関し、点滴は長い時間がかかり入院と同じ状態になることを理由に点滴をうたずにウイシュマさんを入管に連れ帰ったと説明した。支援者は

ウィシュマさんを入院させ、点滴を打つように要請した（甲 9・S T A R T面会記録 6 頁）。

- 5 (4) 2月10日、支援者は再度ウィシュマさんに対する入院、点滴を要求したが、名古屋入管は、経口補水液をあげているから大丈夫、熱が続くようであれば対応すると回答した。同日、支援者は、名古屋入管審判部門に対しても、入院、点滴が必要である、入院させないならすぐに仮放免するようにと申し入れた。（甲 9・S T A R T面会記録 7 頁～8 頁）。
- 10 (5) 2月15日、ウィシュマさんの尿から、「ウロビリノーゲン 3 +」「ケトン体 3 +」「蛋白質 3 +」が検出された（甲 5・診療録 5 1）。
- (6) 2月16日、1回目の仮放免許可申請に対する同月15日付け不許可決定がウィシュマさんに告知された。不許可とされた理由は「仮放免を許可すれば、ますます送還困難となる」「一度、仮放免を不許可にして立場を理解させ、強く帰国説得する必要あり」などというものであった（甲 4の1・最終報告書 5 8 頁）。
- 15 同日、整形外科の囑託医師は、ウィシュマさんに精神科の受診を勧めた（同 4 1 頁）。
- (7) 2月18日、庁内診療室の別の医師は、ウィシュマさんについて、精神科の受診を指示した（甲 4の1・最終報告書 4 1 頁）。
- 20 (8) この頃のウィシュマさんは、自力で歩けない、食べることができない、トイレにも行けない状況で、日常生活を送るにも職員の介助が必要になっていた上、嘔吐を繰り返し、身体のしびれを訴え、支援者との面会には嘔吐に備えてバケツを持って面会室に入り、実際に嘔吐を繰り返すなどして面会が中止になることや面会が実現しないこともあった（甲 9・S T A R T面会記録 5 頁～9 頁、甲 4の2・最終報告書別添 1 7 頁～2 9 頁）、
- 25

(9) 2月22日、ウイシュマさんは2回目の仮放免許可申請を行った。その申請理由は「体調がよくないので外部の病院に行って治療を受けたい」などというものであった(甲14・仮放免申請記録(2回目)通し番号65～66及び76)。

5 (10) 2月23日には、ウイシュマさんの体重は65.5キログラムまで減少した(甲5・診療録66)。収容開始時の84.9キログラム(同21)から19.4キログラムの減少であった。

同日、ウイシュマさんは、体調不良を訴え、看守勤務者に対し、「私死ぬ。」「病院持って行って。お願い。」「私、病院点滴お願い。」「救急車呼んで。」「セーラインやって。」などと言い、外部医療機関で診療を受け、点滴をしてもらいたいことなどを訴えた(甲4の2・最終報告書別添32頁)。

(11) その後も、ウイシュマさんは病院に連れて行って欲しいと訴え続けた(甲4の2・最終報告書別添33頁～40頁)。

15 5 3月の状況(ウイシュマさんの死)

(1) 3月に入っても、ウイシュマさんに介助が必要な状況は変わらなかった。

(2) 3月1日、ウイシュマさんは看護師に対し、頭の中が電気工事をしているみたいで騒がしい、目もぼんやりしているなどの症状を訴えた。カ
20 フェオレを上手く嚥下できず鼻から噴出した様子を見て、看守勤務者は「鼻から牛乳や」と述べた(甲4の1・最終報告書45頁)。

(3) 3月3日、ウイシュマさんは、リハビリテーションで看護師に手足等を動かされた際に痛みを訴えた(甲4の1・最終報告書45頁)。

支援者は、同日の面会后、名古屋入管に対して、「このままでは死んで
25 しまう。すぐに入院させて点滴を打ってもらいたい。」と求めたが、職員は「予定は決まっている」と答えた(甲9・START面会記録10頁)。

(4) 3月4日、名古屋入管は、ウィシュマさんを外部病院の精神科で受診させた。

同科の医師はクエチアピン錠100ミリグラム及びニトラパゼム錠5ミリグラム(いずれも1錠あたり)を処方し(甲10・名古屋掖済会病院診療録3頁)、看守勤務者はこれらをウィシュマさんに服用させた(甲4

5
10
15
20
25
30
35
40
45
50
55
60
65
70
75
80
85
90
95
100
105
110
115
120
125
130
135
140
145
150
155
160
165
170
175
180
185
190
195
200
205
210
215
220
225
230
235
240
245
250
255
260
265
270
275
280
285
290
295
300
305
310
315
320
325
330
335
340
345
350
355
360
365
370
375
380
385
390
395
400
405
410
415
420
425
430
435
440
445
450
455
460
465
470
475
480
485
490
495
500
505
510
515
520
525
530
535
540
545
550
555
560
565
570
575
580
585
590
595
600
605
610
615
620
625
630
635
640
645
650
655
660
665
670
675
680
685
690
695
700
705
710
715
720
725
730
735
740
745
750
755
760
765
770
775
780
785
790
795
800
805
810
815
820
825
830
835
840
845
850
855
860
865
870
875
880
885
890
895
900
905
910
915
920
925
930
935
940
945
950
955
960
965
970
975
980
985
990
995

(5) 3月5日、ウィシュマさんはぐったりとしてベッドに横たわった状態で、自力で体を動かすことはほとんど無く、看守勤務者らの問いかけに対しても「あー」とか「うー」などとの声を発するだけの場合が多くなっていた。ウィシュマさんが「アロ……」といった声を発した際、看守勤務者は「アロンアルファ?」と聞き返した(甲4の1・最終報告書49頁)。

看守勤務者はウィシュマさんの血圧及び脈拍を測定することができなかった(甲4の2・最終報告書別添51頁)。

(6) 3月6日、朝、看守勤務者からの問いかけに明確に意思を表明することができず、「あー」などと声をあげるだけしかできなかったウィシュマさんに対して、看守勤務者はウィシュマさんに対し「ねえ、薬きまってる?」と述べた。同日午後1時頃からは、ウィシュマさんはほとんど動かず、職員の呼びかけに対しても反応しなくなっていった。(甲4の1・最終報告書53頁)。

職員らは、午後2時15分頃に救急搬送を要請し、AED装置を装着、心臓マッサージを実施した。午後3時25分頃、搬送先の病院でウィシュマさんの死亡が確認された(同54頁)。

第4 名古屋入管の故意・過失による違法行為

上記のとおり、ウィシュマさんは名古屋入管収容中に体調を悪化させ、適正な医療を受けられないまま収容中に死亡した。

名古屋入管においては、①違法な収容を継続したことによってウィシュマさんの健康を害し、死亡に至らせたという違法行為と、②健康を害したウィシュマさんに対して必要な医療を提供せずに死亡に至らせたという違法行為による賠償責任を負う。

5 以下では、ウィシュマさん死亡の原因となった違法な収容継続と、名古屋入管が必要な医療を提供しなかったことについて述べる。

1 ウィシュマさんを死に至らしめた収容の継続

(1) 本件における収容継続は違法であったこと

10 ア 収容は、人間のあらゆる活動の自由を奪うことにより、精神的、身体的に甚大な苦痛をもたらす。収容を長期間継続することが、うつ、不眠、食欲減退などの精神的な諸症状の原因や、身体的な疾病、持病の悪化の原因となる。

15 イ 特に入管収容においては、収容継続の理由を本人に示すことなく、長期、それも無期限に収容を行うことから、先の見えない不安や絶望によって、心身に与えるダメージが極めて大きい。

20 法務省入国管理局長（当時）も、2015年（平成27年）9月18日通達で「長期収容による被収容者のストレスの増長及び病気の発症など、長期収容に伴う様々な問題を発生させる」などと、長期収容が心身の健康を害することを認め、地方入管局長らに周知してきた（甲11・「退去強制令書により収容する者の仮放免措置に係る運用と動静監視について（通達）」1頁）。

ウ このように、入管収容はそれ自体が心身に重大な害悪をもたらすものであるから、仮放免をすべき者に対して仮放免を許可せず、収容を継続することは違法である。

25 ましてや、入管収容が心身に害悪をもたらすことを認識しつつ、意に沿わない帰国を促進するために、収容を手段として用いることは、拷

問にあたり違法である。

エ ウィシュマさんに対する収容の継続が違法であったことは、次のとおりである。

(2) 2020年8月20日以降、DV被害者のウィシュマさんを仮放免せず収容したことは違法である

ア DV被害者を収容すべきでないこと

DV被害者に対して退去強制手続を進める場合は、同人が逃亡又は証拠の隠滅を図るおそれがある等、仮放免することが適当でないとき、又はその他の理由で仮放免により難い場合を除き、仮放免（即日仮放免を含む。）した上で所定の手続を進めるものとなっている（甲12・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」に係る在留審査及び退去強制手続に関する措置について（通達）4頁）。

イ 逃亡のおそれがないこと

前記のとおり（6頁参照）、2020年8月19日、ウィシュマさんは「日本に身寄りがない」旨述べて、交番に出頭し、翌日収容令書によって名古屋入管に収容された。

同月20日の違反調査においては「恋人に家を追い出されて、他に帰るところも仕事もなかったので、スリランカに帰国したい」旨述べており、当時の所持金は1350円であったこと（甲4の1・最終報告書23頁及び61頁）も加味すれば、主観的にも客観的にも逃亡するおそれはなかった。

ウ ウィシュマさんがDV被害者であり仮放免すべきだったこと

上記の8月20日の違反調査における供述に加え、同月21日、ウィシュマさんは退去強制令書の執行を受けた際にも、「元交際相手と同

居していたとき、殴られたり蹴られたりしていた」「元交際相手から無理矢理中絶させられた」「元交際相手から暴力を受けていたので一刻も早く帰りたい」旨述べていた（同 6 1 頁～6 2 頁）。

5 ウィシュマさんに逃亡のおそれ等がないことは既に述べたとおりであり、名古屋入管はウィシュマさんをDV被害者等と認知し、仮放免した上で手続を進めるべきであった。

DV被害者であるウィシュマさんを仮放免せず収容し続けたことは違法である。

10 (3) 2021年1月4日以降、1回目の仮放免許可申請に対して許可せず、収容を継続したことは違法である

ア 申請内容からDV被害が明らかであること

15 前記のとおり（7頁参照）、1回目の仮放免許可申請理由書には、元交際相手から暴力を受けていたこと等が申請理由として記載され、元交際相手がウィシュマさんに宛てた手紙が添付される（甲4の1・最終報告書57頁）など、DV被害がより明らかとなっていた。

また、申請の際、支援者による身元保証書を提出し、1月13日には同支援者によるウィシュマさんを自宅に受け入れる旨の書面も追加提出されており、ウィシュマさんを仮放免した後の帰住先が確保されていることも明らかとなっていた（同57頁～58頁）。

20 イ 帰国させる圧力として収容を継続したこと

25 2018年2月28日仮放免運用方針（甲13）は、一定の種類の被収容者について「仮放免を許可することが適当とは認められない者」とし、それらの者は、「送還の見込みが立たない者であっても収容に耐え難い傷病者でない限り、原則、送還が可能となるまで収容を継続し送還に努める」とした（同運用方針部分1頁～2頁）。つまり、収容の継続により、被収容者に帰国の圧力をかける政策がいっそう顕著となった

のである。

本件でも、ウィシュマさんの仮放免許可申請に対する不許可の理由として、「一度、仮放免を不許可にして立場を理解させ、強く帰国説得する必要あり」などとされており（甲4の1・最終報告書58頁）、名古屋入管は、ウィシュマさんを帰国させる圧力として収容を継続した。

ウ 1月下旬以降、健康不良が顕在化したこと

ウィシュマさんは遅くとも1月18日以後には吐き気や胃液の逆流等により摂食困難となり、体重は1月22日時点で収容当初から12.9キログラム減少し（甲5・診療録21及び47）、同月28日には、吐しゃ物に血が混じる嘔吐をするなど、健康不良が顕在化していた（甲4の2・最終報告書別添6頁）。

したがって、ウィシュマさんがDV被害者であり、また、収容に耐え難い傷病者であったことは明らかであるから、1回目の仮放免許可申請に対しては速やかに許可すべきであった。これを許可せずウィシュマさんの収容を継続したことは違法である。

(4) 2月15日前後に仮放免せず、収容を継続したことは違法である

ア 「ケトン体3+」と収容に耐えられない状態だったこと

2月15日、ウィシュマさんの尿から、「ウロビリノーゲン3+」「ケトン体3+」「蛋白質3+」が検出された（甲5・診療録51）。

これは、ウィシュマさんが飢餓状態で、電解質異常や腎機能障害を招来している可能性があったことを意味する（甲4の1・最終報告書32頁脚注70）。

したがって、ウィシュマさんは収容に耐え難い傷病者として直ちに仮放免すべきであった。

イ 車椅子の使用、嘔吐の繰り返しなど、収容に耐えられないことは外見上も明らかであったこと

遅くとも2月3日には、ウイシュマさんは自力歩行が困難になって車椅子を使用するようになり（甲4の1・最終報告書38頁）、嘔吐も繰り返していたほか、身体のしびれを訴え、医師の診察を申し入れるなどしていた（甲6の5～6・被收容者申出書）。面会中に吐きそうになり、口を押さえて我慢するということもあり、体調不良により面会が中止になることや面会が実現しないことも増えていたことから（甲9・START面会記録5頁～9頁、甲4の2・最終報告書別添17頁～29頁）、ウイシュマさんが收容に耐えられないことは外見上も明らかであった。

したがって、2月15日前後においても、ウイシュマさんを速やかに仮放免すべきであったのに、收容を継続していたことは違法である。

(5) 2月22日以降、2回目の仮放免許可申請に対して許可せず、收容を継続したことは違法である

ア 申請内容から体調不良が明らかであること

2回目の仮放免許可申請理由は「体調がよくないので外部の病院に行って治療を受けたい」などというものであった（甲14・仮放免申請記録（2回目）通し番号65～し66及び76）。

イ 健康状態の悪化は外見からも明らかであったこと

飢餓状態にあったウイシュマさんは点滴を受けることも入院することもできずその飢餓状態は進行し、2月23日の体重は65.5キログラムと收容開始時から19.4キログラムも減っており（甲5・診療録21及び66）、身体に危険が迫っていることは外観上も明らかであった。

また、文字を書くこともままならない状態（甲6の6～8・被收容者申出書）であり、收容に耐え難い状態であった。

したがって、2月22日以降においても、ウイシュマさんを速やか

に仮放免すべきであったのに、収容を継続していたことは違法である。

(6) 結論

5 以上のおおりに、ウィシュマさんに対する収容は、当初からすべきではなく違法であったことに加え、健康状態が悪化すればするほど仮放免をすべきであったのにそれをせず、むしろ帰国促進のために圧力をかけるという目的で、苦しむウィシュマさんを収容し続けたことは違法である。

10 そして、このような違法な収容の継続によって、ウィシュマさんは心身の健康を害して死亡したのであるから、違法な収容の継続とウィシュマさんの死亡結果には因果関係が認められ、被告はウィシュマさんが死亡したことに対する賠償義務を負う。

2 必要な医療を提供せずにウィシュマさんを死に至らしめたこと

(1) 名古屋入管が被収容者の生命及び健康を維持する義務を負うこと

ア 生命健康維持義務

15 人の生命、健康は基本的人権として保障されており（憲法13条後段・同31条）、適時に医療機関において、適切な検査、治療等の医療行為を受ける自由・権利利益を有する。

20 この点、入管法は、一定の場合に外国人の身体を自由を奪うことができ（同法39条1項、同法52条5項）、これに伴い、被収容者が外部医療機関の診療、医療行為を受けることを制限している。このように、入管は、自らが被収容者の上記自由を制限している以上、同時に、被収容者の生命健康を維持すべき義務（以下「生命健康維持義務」という。）を当然に負う。この義務は、以下の各法令によって根拠づけられる。

25 イ 入管法・被収容者処遇規則

法律（入管法61条の7第6項）の委任を受けた被収容者処遇規則

は、「出入国管理及び難民認定法により入国者収容所又は収容場（以下「収容所等」という。）に収容されている者（以下「被収容者」という。）の人権を尊重しつつ、適正な処遇を行うことを目的とし（同規則1条）、「所長等は、被収容者がり病し、又は負傷したときは、医師の診療を受けさせ、病状により適当な措置を講じなければならない」（同規則30条1項）とし、上記の義務を確認している。

ウ 名古屋入管被収容者処遇細則

被収容者処遇規則45条により委任を受けた名古屋出入国在留管理局被収容者処遇細則（甲15）も、「処遇担当統括は、被収容者がり病し若しくは負傷したとき又は被収容者から医師の診療の申出があったときは、局長に報告し、その指示を受けるものとする」（同細則34条1項）、「処遇担当統括は、前項の場合において、急を要し、局長に報告するいとまがないときは、直ちに医師の診療を受けさせた上、速やかに局長にその状況を報告しなければならない」（同条2項）と定めている。

エ 法務省入国管理局長指示

法務省入国管理局長指示「被収容者の健康状態及び動静把握の徹底について」（平成30年3月5日付け）（甲16・2頁）においても、「被収容者から体調不良の訴えがあった場合は、（中略）診察の要否について医師等の判断を仰ぐ又は速やかに医師の診察を受けさせるなど病状に応じた適切な措置を講じる」必要があり、「安易に重篤な症状にはないと判断せず、ちゅうちょすることなく救急車の出動を要請すること。」

「また、被収容者の細かな動作・様子を詳細に看守勤務日誌等に記録するとともに、職員間での報告・連絡・相談を徹底し、被収容者の容態に変化が認められた場合は、（中略）迅速かつ適切に対応する」と指示されている。

オ 国際条約等

市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）、被拘禁者取扱最低規則（マンデラ・ルール）、被拘禁者保護原則などの国際条約等によっても、生命健康維持義務が導かれ、被収容者の身体を拘束する施設の義務として、当然に認められるものである。

5 カ まとめ

以上のおり、名古屋入管は、被収容者の動作・様子を観察し、被収容者から診療の申出があった場合や体調不良の訴えがあった場合には、速やかに医師の診療を受けさせ又は救急車を呼ぶなどして、適切な医療措置を講じることを内容とする生命健康維持義務を負っていた。

10 (2) 名古屋入管がウィシュマさんに対する生命健康維持義務を怠ったこと

ア 体調が悪化した1月頃に適切な医療措置をしなかったこと

前記のおり（7頁以下参照）、ウィシュマさんは、遅くとも1月18日頃には体調を悪化させ、吐き気、胃液の逆流等の症状を呈するようになり（甲5・診療録26）、同月22日の体重は72キログラム（同47）と、収容当初の84.9キログラムから12.9キログラム減少した。

同月28日には、ウィシュマさんは、吐しゃ物に血が混じる嘔吐をしたことで外部病院への診療を求め（甲4の2・最終報告書別添6頁）、同月29日にはウィシュマさんと面会した支援者も名古屋入管に対して外部病院での診療を求めたが（同7頁）、名古屋入管は、2月5日に外部病院の消化器内科を受診させるまで外部病院での診療をさせなかった。

また、2月5日にウィシュマさんを診察した外部病院の医師は、診察記事として「内服できないのであれば点滴、入院」などと記載したほか（甲8・診察記事）、同月8日及び同月10日にウィシュマさんと面会した支援者が再度入院、点滴を求めても（甲9・START面会記録

6頁～8頁)、名古屋入管はウイシュマさんに点滴や入院をさせることはなかった。

イ 2月15日には飢餓状態であったのに適切な医療措置をしなかったこと

5 前記のとおり(9頁以下参照)、2月15日の尿検査において、「ウロビリノーゲン3+」「ケトン体3+」「蛋白質3+」との結果が出ており(甲5・診療録51)、これは、ウイシュマさんが飢餓状態で、電解質異常や腎機能障害を招来している可能性があったことを意味する(甲4の1・最終報告書32頁脚注70)。

10 したがって、同結果に基づき、血液検査や内科的検査によって飢餓状態や脱水症状等の健康状態を確認し、点滴や外部病院への入院等の医療措置を執るべきであった。しかし、名古屋入管においては、看護師が看守勤務者に対し、OS-1(経口補水液)の量を、1000ミリリットルを目安に増やすことなどを指示するのみで(甲5・診療録33)、
15 適切な医療措置を講じなかった。

それどころか、2月16日、整形外科の囑託医師は尿検査において「ケトン体3+」等の結果が出ているにもかかわらず精神科の受診を勧め、2月18日、庁内診療室の別の医師も、同結果が出ているにもかかわらず精神科の受診を指示した(甲4の1・最終報告書41頁)。

20 ウ 2月15日以降ウイシュマさんが顕著に衰弱していったにもかかわらず適切な医療措置をしなかったこと

2月15日以降のウイシュマさんには、頭、首、全身にしびれがあり、口にもしびれがあると訴えていた(甲5・診療録34)。

25 自力で歩けない、食べることができない、トイレにも行けない状況で日常生活を送るにも職員の介助が必要になっていた上、嘔吐を繰り返し、身体の上肢にしびれを訴え、支援者との面会には嘔吐に備えてバケツ

を持って面会室に入り、実際に嘔吐を繰り返すなどして面会が中止になることや面会が実現しないこともあった（甲 9・START面会記録 5 頁～9 頁、甲 4 の 2・最終報告書別添 1 7 頁～2 9 頁）。

5 2 月 2 2 日には、外部の病院に行きたいなどとして 2 回目の仮放免許可申請をした（甲 1 4・仮放免申請記録（2 回目）通し番号 6 5～6 6 及び 7 6）。この頃には手も動かさづらくなり、書く字も判読困難なほど乱れていた（甲 6 の 6～8・被収容者申出書）。

10 その後も、ウイシュマさんは病院に連れて行って欲しい、点滴を打って欲しいなどと訴え続けた（甲 4 の 2・最終報告書別添 3 1 頁～4 0 頁）。

このように、外見上も明らかに衰弱していくウイシュマさんに対し、名古屋入管は適切な医療措置を講じなかった。

エ 3 月 4 日に飢餓状態で身体的に衰弱していたウイシュマさんを精神科に連れて行ったこと

15 前記のとおり（1 0 頁以下参照）、3 月 4 日、名古屋入管は、ウイシュマさんの健康状態に関する正確な情報を伝えることなく外部病院の精神科を受診させた。ウイシュマさんを診た医師は、「身体化障害あるいは詐病の疑い」として、クエチアピン錠 1 0 0 ミリグラム（抗精神病薬）及びニトラゼパム錠 5 ミリグラム（睡眠誘導剤）各 1 錠を処方した
20 （甲 4 の 1・最終報告書 4 7 頁）。

身体的に衰弱し、飢餓状態にあったウイシュマさんに提供すべき医療は精神科によるものではなく、点滴や入院治療などの救命措置であった。それにもかかわらず、名古屋入管は適切な医療措置を講じなかった。

25 オ 亡くなるまで救急搬送を要請しなかったこと

3月4日以降、ウイシュマさんは、自力で体を動かすこともままならず、職員の問いかけにもほとんど応じられなくなっていた。支援者が面会に来ても、ウイシュマさんは反応を示さなかったため、面会は実施されなかった。同月5日から同月6日午前にかけて、ウイシュマさんの脈が確認できず血圧が測定できないこともあった（甲4の1・最終報告書48頁～53頁）。

このように、時間が経つにつれて、ウイシュマさんがますます弱ってぐったりし、意識もはっきりしていない様子であったのであるから、名古屋入管はためらわずに救急搬送を要請すべきであった。

それにもかかわらず、名古屋入管は、3月6日午後2時過ぎになって、ウイシュマさんの脈が確認できず、血圧も測定できず、指先が冷たくなるまで、救急搬送を要請しなかった（同53頁～54頁）。

カ まとめ

以上のように、名古屋入管がウイシュマさんに対して適切な医療措置を行わなかったことによって、3月6日、33歳という若さでウイシュマさんを死亡させた。

したがって、健康を害したウイシュマさんに対して生命健康維持義務を怠り、必要な医療措置を行わなかったこととウイシュマさんの死亡結果には因果関係が認められ、被告はウイシュマさんが死亡したことに対する賠償義務を負う。

第5 損害

1 ウイシュマさん固有の損害 1億1208万1200円

(1) 逸失利益 7208万1200円

2020年の賃金センサスによると、男女計学歴計全平均の平均賃金は487万2900円（（33万0600円×12か月）+90万570

0円)であり(甲17・令和2年賃金構造基本統計調査)、これをウイシュマさんの年収と算定することができる。

この年収に基づき、死亡当時33歳であったウイシュマさんの就労可能年数は、67歳までの34年とみて(労働能力喪失期間34年の場合のライプニッツ係数は21.1318)、生活費控除を30%として控除して逸失利益を算定すると、下記計算式のとおり、7208万1204円となる。

記

$$487万2900円 \times (1 - 0.3) \times 21.1318 \\ = 7208万1200円 (10円未満切り捨て)$$

以上

(2) ウイシュマさんの死亡慰謝料 4000万円

ウイシュマさんは、点滴をして欲しい、入院させて欲しい、助けて欲しいと断末魔の叫びを上げながら訴え続けていたが、その声はことごとく無視された。

そればかりか、3月1日、カフェオレを飲めずにいたウイシュマさんに「鼻から牛乳や」、3月5日、「ああ…」と声を出したウイシュマさんに「アロンアルファ?」、3月6日、死亡当日に「ねえ、薬きまつてる?」などと述べた看守勤務者等の行為は、生きようとするウイシュマさんの尊厳を踏みにじるもの以外の何ものでもない。ウイシュマさんは、名古屋入管による違法な収容の継続及び必要な医療を提供せずに死に至らせる過程で、尊厳を踏みにじられ、死ぬまで苦しみ、無念の死を遂げた。ウイシュマさんの被った精神的苦痛はあまりにも大きく、その慰謝料は少なくとも4000万円を下るものではない。

(3) 相続

5 ウィシュマさんの損害額は、合計1億1208万1200円であり、被告に対する同額の損害賠償請求権が発生する。ウィシュマさんはスリランカ国籍を有するスリランカ人であるが、同請求権の相続は被相続人の本国法による（法の適用に関する通則法36条）ところ、スリランカの相続法によれば、子が死亡した場合でその配偶者や子がおらず、また、父・母のいずれかが死亡しているときの相続人及び相続分は、生存している親が2分の1、兄弟姉妹が2分の1である（甲18・Matrimonial Rights and Inheritance Ordinance）。

10 原告らはウィシュマさんの母及び妹であるから、上記請求権を相続した（甲2の1～3）。その結果、ウィシュマさんの母である原告スリヤラタさんが上記損害額の2分の1である5604万600円（10円未満切り捨て）、ウィシュマさんの妹である原告ワヨミさん及び原告ポールニマさんが各4分の1である2802万300円（10円未満切り捨て）
15 の損害賠償請求権を取得した。

2 原告ら遺族固有の慰謝料 各原告1000万円

原告らは、被告による違法な行為により最愛の家族を失った。原告らの無念さは察するに余りあるもので、本件事件により多大な精神的苦痛を被っており、これを慰謝する額としては、少なくとも原告らそれぞれに10
20 00万円、計3000万円が相当である（原告スリヤラタさんにつき国賠法4条の準用する民法711条、原告ワヨミさん及び原告ポールニマさんについては最判昭和49年12月17日民集28巻10号2040頁参照）。

3 弁護士費用 各原告請求額の1割

したがって、原告らの損害額はウイシュマさんから相続した損害賠償請求額と固有の慰謝料を合わせて、次ページの表「C」欄記載のとおりとなる。

- 5 そして、原告らは、被告に対する訴訟等の手続きを弁護士に委任せざるを得なくなった。違法な公権力の行使と相当因果関係にある弁護士費用は、上記合計額の1割にあたる金額（次ページ表「D」欄）を下らない。

	A ウイシュマさんからの相続分	B 固有慰謝料	C 小計 (A+B)	D 弁護士費用 (Cの10%)	E 合計 (C + D)
原告スリヤラタさん	¥56,040,600	¥10,000,000	¥66,040,600	¥6,604,060	¥72,644,660
原告ワヨミさん	¥28,020,300	¥10,000,000	¥38,020,300	¥3,802,030	¥41,822,330
原告ポールニマさん	¥28,020,300	¥10,000,000	¥38,020,300	¥3,802,030	¥41,822,330

4 小括

- 10 以上から、各原告の損害額は、上記表「E 合計」欄記載のとおりである。

第6 結語

よって、原告らは被告に対し、国家賠償法1条1項に基づき、請求の趣旨記載の金員の支払いを求める。

15 第7 求釈明

原告らは、名古屋入管の故意・過失による違法行為について、ウイシュマさんの動静を踏まえて具体的に主張、立証を追加する予定である。そこで、被告においては、ウイシュマさんを収容していた居室の監視カメラ映像の電磁的記録媒体の全てを提出されたい。

20

以上

証拠方法

あわせて提出する証拠説明書記載のとおり

附属書類

5	1. 甲号証写し	各	1	通
	2. 証拠説明書		2	通
	3. 訴状副本		1	通
	4. 訴訟委任状		3	通

10

証拠保全事件の表示

名古屋地方裁判所令和3年（モ）第340号

略語表

略語	正式名称
ウィシュマさん	ラトナヤケ・リヤナゲ・ウィシュマ・サンダマリ
原告スリヤラタさん	デヴァ・スリヤラタ
原告ワヨミさん	ラトナヤケ・リヤナゲ・ワヨミ・ニサンサラ・ラトナヤケ
原告ポールニマさん	ラトナヤケ・リヤナゲ・ポールニマ・ラトナヤケ
スリランカ	スリランカ民主社会主義共和国
名古屋入管	名古屋出入国在留管理局
最終報告書	令和3年3月6日の名古屋出入国在留管理局被収容者死亡事案に関する調査報告書
元交際相手	最終報告書21頁以下で「B氏」と表記されている人物
入管法	出入国管理及び難民認定法
1回目の仮放免許可申請	2021年1月4日にウィシュマさんが行った仮放免許可申請
最終報告書別添	最終報告書別添【1月15日から3月6日までの経過等の詳細】
START面会記録	START（外国人労働者・難民と共に歩む会）作成「スリランカ人女性との面会と手紙の記録」
2回目の仮放免許可申請	2021年2月22日にウィシュマさんが行った仮放免許可申請
2018年2月28日仮放免運用方針	法務省入国管理局長指示「被退去強制令書発付者に対する仮放免措置に係る適切な運用と動静監視強化の更なる徹底について（指示）」（2018年（平成30年）2月28日付け）

(別 紙)

代理人目録

氏名	法律事務所	住所	電話番号	FAX番号
指宿 昭一	暁法律事務所	169-0075 東京都新宿区高田馬場4-28-19 高田馬場トーンビル4階	03-6427-5902	03-6427-5903
上林 恵理子	うるわ総合法律事務所	530-0047 大阪市北区西天満4-6-3ヴェール中之島北1002号	06-6131-3222	06-6131-3288
浦城 知子	信和法律事務所	105-0003 東京都港区西新橋1-23-9 河野ビル5階	03-3508-7761	03-3508-7764
尾家 康介	広尾パーク法律事務所	106-0047 東京都港区南麻布5-10-37 Esq広尾3階	03-5422-6713	03-5422-6714
大橋 毅	大橋毅法律事務所	170-0013 東京都豊島区東池袋1-17-3 ウェルシヤン池袋1005	03-5951-6440	03-5951-6444
岡部 信政	みなみ福岡法律事務所	812-0878 福岡市博多区竹丘町2-3-9 楓通り 筑紫式番館3階II	092-589-0504	092-589-0520
加藤 桂子	増田法律事務所	105-0004 東京都港区新橋2-20-15 新橋駅前ビル1号館9階	03-3574-1422	03-3574-1479
川口 直也	川口法律事務所	460-0002 名古屋市中区丸の内2-1-30 丸の内オフィスフォーラム7階	052-229-8801	052-229-8805
児玉 晃一	マイルストーン総合法律事務所	151-0064 東京都渋谷区上原3-6-6 オークハウス202	03-5790-9886	03-3467-5585
駒井 知会	マイルストーン総合法律事務所	151-0064 東京都渋谷区上原3-6-6 オークハウス202	03-5790-9886	03-3467-5585
鈴木 雅子	いずみ橋法律事務所	160-0004 東京都新宿区四谷1-18-6 四谷ブラザビル4階	03-5312-4815	03-5312-4543
空野 佳弘	空野佳弘法律事務所	530-0047 大阪市北区西天満6-7-4 大阪弁護士ビル3階	06-6361-5488	06-6361-5486
高井 信也	高井・村山法律事務所	164-0001 東京都中野区中野4-2-12 三明ビル5階	03-5318-3450	03-5318-3450
高橋 ひろみ	恵比寿西法律事務所	150-0021 東京都渋谷区恵比寿西2-2-10 西牧ビル502	03-5428-5167	03-5428-5168
高橋 濟	台東協同法律事務所	110-0015 東京都台東区東上野3-8-7 矢口ビル5階A室	03-6812-1300	03-6812-1355
俵 公二郎	早稲田リーガルコモンズ法律事務所	102-0074 東京都千代田区九段南1-6-17 千代田会館4階	03-6261-2880	03-6261-2881
中井 雅人	暁法律事務所	530-0047 大阪市北区西天満4-5-5 マーキス梅田601	06-6948-6105	06-6948-6103
原 啓一郎	ナンパ合同法律事務所	556-0016 大阪市浪速区元町1-5-7 ナンパプラザビル8階802	06-6633-5777	06-6633-1417
樋川 雅一	弁護士法人川越法律事務所	350-0062 埼玉県川越市元町2-4-11	049-225-2254	049-225-2174
本多 貞雅	本多総合法律事務所	105-0004 東京都港区新橋2-12-16 明和ビル2階	03-6273-3708	03-6273-3709
渡邊 彰悟	いずみ橋法律事務所	160-0004 東京都新宿区四谷1-18-6 四谷ブラザビル4階	03-5312-4815	03-5312-4543

5 〒460-0002

名古屋市中区丸の内2-1-30丸の内オフィスフォーラム601

永井康之法律事務所

上記川口直也復代理人 弁護士 永井康之

(送達場所)

10 〒460-0002

名古屋市中区丸の内2-1-30丸の内オフィスフォーラム7階

川口法律事務所

原告ら訴訟代理人 弁護士 川口直也

TEL 052-229-8801

15 FAX 052-229-8805